

市長の専決処分事項の指定について新旧対照表

改正案	現行
<p>1 法律上市の義務に属する1件100万円以下の<u>損害賠償の額</u>を定めること。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等(以下「保険金等」という。)によりその損害賠償の額が<u>補填</u>されるものにあつては、その保険金等の額に100万円以下の額を加えた額とする。</p> <p>2 市が当事者である金銭債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停で、その目的の価額が1件100万円以下のものに関する事。ただし、その目的の価額が保険金等により<u>補填</u>されるものにあつては、その保険金等の額に100万円以下の額を加えた額とする。</p> <p>4 1件10万円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の<u>2第8項</u>の同意に関する事。</p>	<p>1 法律上市の義務に属する1件100万円以下の<u>損害賠償額</u>を定める事。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等(以下「保険金等」という。)によりその損害賠償の額が<u>補てん</u>されるものにあつては、その保険金等の額に100万円以下の額を加えた額とする。</p> <p>2 市が当事者である金銭債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停で、その目的の価額が1件100万円以下のものに関する事。ただし、その目的の価額が保険金等により<u>補てん</u>されるものにあつては、その保険金等の額に100万円以下の額を加えた額とする。</p> <p>4 1件10万円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2第<u>8項</u>の同意に関する事。</p>